

フィルタリング有効化措置とは（※1）

「インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置」をいう。

具体的には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアのインストール・設定（アプリの起動制限に関するOSの設定を含む）など。

事業者は、契約とセットでスマートフォン等を販売する場合は、原則として、その端末自体にこの「フィルタリング有効化措置」を設定して使えるようすることとなっている。